

国自整第214号  
平成15年3月17日

国土交通省自動車交通局  
技術安全部 整備課長

「自動車の点検及び整備に関する手引き」で定めている点検方法についての車両構造上の解釈について

標記について、社団法人日本自動車工業会から別紙参考資料の提案があり、検討した結果適切であると判断したことから、今後は次の取り扱いを行っても差し支えないので、適切な対応が図られるよう、傘下会員に対し、周知されたい。

自動車点検基準の事業用自動車等の定期点検基準で定めている3月ごとの点検のうち、制動装置のブレーキ・ドラム及びブレーキ・シューの点検箇所の「シューの摺動部分及びライニング摩耗」の点検方法として「自動車の点検及び整備に関する手引き」では、

リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を行います。

- ・ ライニングに異常な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検します。
- ・ ライニングの厚みをスケールなどにより点検します。
- ・ リベット、ボルトに緩みがないかを点検します。

必要がある場合には、シューを分解し、次の点検を行います。

- ・ ブレーキ・シューの摺動部分に異常な摩耗や損傷がないか。
- ・ アンカ・ピンに異常な摩耗がないか、また、錆付いていないか。
- ・ リターン・スプリングにへたりがないか。
- ・ 調整装置がスムーズに作動するか。

の方法で確認するよう標準的な点検の実施方法として示しているが、次の点検方法を用いれば、同様の結果が得られるものと解する。

## 1. 点検方法

ライニングの残量を直接確認できる点検孔を有する構造又はドラムカバーが取り外せる構造の車両にあっては、以下の手順で点検を行うことができる。ただし、点検の結果、ライニングの残量が使用限度に近づいている場合や、異常が認められる場合は、従来どおりのドラムを取り外しての点検方法

となる。

ドラムカバーを取り外すか、ライニング残量点検孔から、ライニングの残量を目視で点検する。また、ライニングの残量の端面に亀裂、剥離などの損傷がないかを目視で点検する。

低速で走行し、緩やかにブレーキを踏んだ時、ブレーキから異音が発生しないかを点検する。(リベット、ボルトの緩み)

ジャッキアップし、手でタイヤを回し、ブレーキを踏んだ状態からペダルを放した時に直ぐにタイヤが回せるかでシューの戻り不良(ブレーキの引きずり)がないかを点検する。

## 2. 「ライニング残量点検孔」の定義

ライニング残量点検孔とは、自動車製作者が予めライニングの残量を点検する目的で設けたもので、ライニング及びシューの一部が視認できる構造のものを示す。

なお、同様の目的で自動車製作者以外の者が点検孔を製作(穴を開ける)した場合には、当該装置の性能の低下や素材の強度、防壁の関係等が不明確なので認められないものとする。